

女性活躍推進法に基づく情報の公表について

女性活躍推進法に基づき、令和6年度に採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の平均勤続勤務年数の差異、男女の賃金の差異の数値を公表します。

1 令和6年度に採用した労働者に占める女性労働者の割合(女性比率)

・総合職職員	63.6%
・特定職職員	37.5%
・嘱託職員	83.3%
・臨時職員	61.1%

2 男女の平均継続勤務年数の差異

・総合職職員	男性15年	女性10年	差異5年
・特定職職員	男性6年	女性8年	差異2年
・嘱託職員	男性9年	女性11年	差異2年
・臨時職員	男性6年	女性11年	差異5年

3 男女の賃金の差異(男性の賃金に対する女性の賃金の割合)

・全労働者	72.0%
・うち正規雇用労働者	83.1%
・うち非正規雇用労働者	66.8%

※対象期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日